令和５年度　第１回　長野県社会福祉審議会福祉サービス
第三者評価推進専門分科会

日　時　　令和５年10月25日（水）
午後１時25分から午後３時23分まで
場　所　　長野県庁３階　特別会議室

１　開　　会

２　あいさつ（手塚地域福祉課長）

３　会議事項
長野県福祉サービス第三者評価推進専門分科会会長について互選により中島委員が選出され、副分科会長として岡田委員が指名された。

○事務局　　それでは、会議事項に入らせていただきます。
議長については、分科会運営要領第５条の規定により、分科会長が務めることとされていますので、以後の進行は、中島分科会長にお願いいたします。
なお、本日の議題のうち、会議事項（４）の「評価機関の認証について」は、長野県情報公開条例第７条第２号（個人情報）及び第５号（審議等情報）の非公開情報に該当するため、非公開となりますので、御了解願います。
それでは、中島分科会長、お願いいたします。

○中島分科会長　　それではこれより、私が議事を進行させていただきます。スムーズな進行ができますよう、皆様の御協力をお願いします。
会議事項（１）「令和４年度事業報告等について」、事務局から説明をお願いします。

（１）令和４年度事業報告等について（資料１）

（事務局　資料１説明）

○中島分科会長　　ただいまの説明について、御質問や御意見はございますか。

○塩崎委員　　評価機関が３つになったことについて、評価機関を辞退した理由と、今後、評価機関が３つのままでいいのか、お尋ねします。

○事務局　　幾つか理由をいただきましたが、一番の理由は高齢化ということで、3 月末で認証を辞退しました。評価調査者は 6 名で、継続研修をお勧めましたが、受講せず継続しないということです。評価機関が減ってしまうことは、事業所として選択肢が減るわけですので、今後の課題ですが、私どもとしてはできるだけサポートをして、評価機関として成り立つよう応援していきたいと思っています。

○長田委員　　事業者に対する受審の勧奨について、県は監査の機会を通じるなど、多くの事業所に勧奨を行っていると思いますが、勧奨は同じ事業者に対して何回も行っていいと思います。ここに出席されている委員が所属する団体、私の場合は長野県知的障がい福祉協会ですが、代表者会議や総会などの会議が、コロナ禍の現在においてもオンラインで 2、3 か月に 1 回は開催されています。このような場に県の職員が出席して、第三者評価を受審していただきたいとお話をしていただけると、効果が上がるのではないかと思います。監査は担当者が対応して施設長は出席しないと思いますが我々の団体の代表者会議は施設長が出席するので、このような機会を通じて施設長に理解を深めていただき、促進を図ることができればいいと思います。やるかどうかは県で決めてもらえればいいので、そういった方法も検討していただければと思います。また、第三者評価を受審することにより監査の周期が延びるのか教えていただければと思います。

○中島分科会長　　県からお願いします。

○事務局　　有り難い御提案をいただきました。監査は担当者が対応して、施設長は出席しないというお話がありましたが、多くの場合は、施設長も出席しています。ただ、委員からお話があったように監査は一定の周期で行われるため全ての施設長へ一斉に説明を行うことはできず、監査が当たった施設長へ個別に説明をすることになるので御提案については、各団体と情報交換をしながら検討させていただきたいと思います。次に、第三者評価の受審による監査の周期については、国も本県も延長を認めていますので受審の促進に向けたインセンティブとして、取り計らってまいりたいと思います。

○中島分科会長　　資料 1 で今年度の受審が 23 件となっていますが、目標は何件ですか。

○事務局　　受審目標については昨年公開したところですが、令和 5 年度は 68 件という目標を掲げています。こちらにあります件数は、既に契約済みの件数ですので、今後また増えてまいります。68 件にいくかどうかはちょっと分かりませんけれども、そのように御理解いただければと思います。

○中島分科会長　　残り半年となりましたが、現状では、かなり下回っていますよね。

○事務局　　評価がやっと公表され始めるところですが、前年度の評価が夏に終わったばかりで、全体が遅れております。

○中島分科会長　　資料１-2について、令和２年から４年までの児童養護施設の受審率が93.8%となっています。社会的養護関係施設は３年に１回の受審が義務化されているため、100%にならなければいけないと思いますが、何か都合があって受審を延期しているのでしょうか。

○事務局　　コロナ禍で、延期の施設があったと記憶しております。

○中島分科会長　　そうすると、令和５年度に受審してもらうことになるのですか。

○事務局　　はい。この件数は、全国社会福祉協議会で把握している数字で、若干のずれがあるかもしれません。

○中島分科会長　　分かりました。あとは、アンケートについてですが、ちょっと分かりにくかったのが、資料１-４のⅡ「第三者評価の実施結果について」の１です。「職員のサポートはほとんどなく、面談者のみの力で聞き取りを行っていた。」と記載がありますが、例えば、保育所で市の職員や調査員のサポートがなかったということですか。

○事務局　　このニュアンスは伝わりにくいかもしれませんけれども、面談者のお力で聞き取りを全て行っていたという肯定的な意見です。

○中島分科会長　　それから、その下で「評価機関にアンケートを送付したが、紛失があり、再調査となった。」と記載がありますが、このようなことは今まであったのですか。

○事務局　　今の時点で、知り得る限り、このようなことはありません。

○中島分科会長　　資料１-４のⅤ「第三者評価全体について」の問２で「費用に見合う効果はなかった」という回答が１件あったと思いますが、これは、費用負担が大きい、評価される側に対して助言があまりなかったということでしょうか。評価する側として、塩崎委員はどのように考えますか。

○塩崎委員　　私どもの事業所は「御希望があればアフターフォローもしていきましょう。」という形で対応しています。

○中島分科会長　　評価する側、評価される側のコミュニケーションが少し足りなかったという感じですか。

○事務局　　過去の評価例など見ましても、具体的な提案、助言はしていただいているように思っております。先ほど塩崎委員からもありましたが、アフターフォローの事業としてもいただいておりますので、費用負担が大きい割にはというニュアンスで受け取ったのですけれども、評価調査者によっても違うのではないかと思います。

○中島分科会長　　評価を受ける側はこのように感じているということですよね。その辺のところは、研修会等でフィードバックはされるのですか。

○事務局　　こちらについては、継続研修で皆さんにお示ししております。

○中島分科会長　　問3で事業所の負担が「妥当でなかった」という意見が3件あったり、問4で「あまり受審したくない」という意見が2件あったりして、なかなか難しいと読んでいても感じます。

○事務局　　この設問自体が、負担が効果に比べて妥当なものだったかという設問なので特に最初に受けられた事業所においては、非常に職員の負担が大きいものだと思います。2回目、3回目になってくるとそうでもないのかもしれません。しかし、それについても3年に1回受審していれば前回受審したという経験もおありでしょうが、延びていけば延びていくほどスタッフも変わってしまいますし、初めて受審する方が多いと思いますので、このような結果になるのかという感じがします。

○長田委員　　受審の費用についてお話がありましたが、私も幾つかの施設を渡り歩いて第三者評価も受審させていただきましたが、本当に費用の差が大きいです。大分前にいた施設で見積りをとったところ、一番高い評価機関は 50 数万円でした。一番安い評価機関は 18 万円か 19 万円でした。30 万円近くの差があるわけで、施設側としては、50 数万円の評価機関を選択するわけがありません。高い評価機関は選択されず、最後は本当に収入がなくなるのではないかと心配してしまいます。安い評価機関はその代わり仕事がどんどん入るでしょうけれど、余りに安いと心配になるので非常に難しいところだと思います。

○中島分科会長　　資料1-4のⅣ「第三者評価機関について」の問3で「適切と思われる契約金額（評価料金）」が出ています。評価を受ける方として適切な価格はいくらかという設問ですが、実際はこんなに差があるんですね。

○長田委員　　そうなんですよ。本当にびっくりします。最近は標準化されてきています。高い評価機関は誰もお願いしてくれないということが分かってきたと思います。

○事務局　　過去に評価結果も拝見して金額も大体分かっていますが、県内では1回20万円から30万円程度です。県外で東京都方面の評価機関だと60万円近いところもあるというような相場観があります。県内で 50 何万円というのは最近聞いたことはないですけれども、それでも20万円と30万円では随分違います。特に市町村が設置する保育所が受審する場合は見積り合わせを行って、安い評価機関を選定するという流れになりがちだと思います。

○中島分科会長　　いくら規制を掛けても、なかなか難しい問題だと思います。

○事務局　　公定価格というようなお話を評価機関から伺うこともありますが、どうしても民業としてやっておりますので、幾らでやりましょうっていうのは、ちょっと微妙に違反に当たる可能性もありますので、それは言えないということです。利益をたくさん取っているから高いということでもなく、どちらの評価機関も経営状況を拝見するとぎりぎりでやられてるというのが実情だと思っています。

○中島分科会長　　御意見等がないようでしたら、会議事項（1）「令和4年度事業報告等について」は、以上とします。
　それでは次に、会議事項（2）「福祉サービス第三者評価事業の最近の動向と今後について」、事務局から説明をお願いします。

（2）福祉サービス第三者評価事業の最近の動向と今後の対応について（資料2）

（事務局　資料2説明）

○中島分科会長　　ただいまの説明について、御意見等はございますか。メールマガジンは大体年に2回ぐらい出すというイメージでよろしいでしょうか。

○事務局　　はい。そのような思惑で始めましたが、話題がある度に随時メールマガジンを送りたいと思っております。

○中島分科会長　　広報を広げて関心を持っていただけるよう今後も進めていただければと思います。
　御意見等がないようでしたら、会議事項（2）「福祉サービス第三者評価事業の最近

の動向と今後について」は、以上とします。
　それでは次に、会議事項（３）「令和５年度評価調査者継続研修の実施結果について」、事務局から説明をお願いします。

（３）令和５年度評価調査者継続研修の実施結果について（資料３）

（事務局　資料３説明）

○中島分科会長　　ただいまの説明について、御意見等はございますか。久しぶりの対面開催ですが、オンライン開催より対面開催がいいという御意見があったのですか。

○事務局　　新型コロナウイルス感染症が５類に移行したこともあり、調査者同士の交流を深めるということも考えれば、これを機に一度はということで、対面開催といたしました。

○中島分科会長　　塩崎委員さんは、出席されましたか。

○塩崎委員　　はい。出席させていただきました。

○中島分科会長　　感想などをお聞かせください。

○塩崎委員　　あくまで個人の感想ですが、岡田先生のお話と説明はとても分かりやすくこのような講義と演習は理解が進んで良かったです。去年は Zoom で聴講しましたが自分一人でやってる分、集中できてよく聞こえて、それはそれで良かったというのが感想です。対面開催は、各評価機関の手法や考え方が聞けて良かったので、対面開催とオンライン開催のどちらも、私は良かったと思います。

○中島分科会長　　それぞれ長所があったということですね。

○塩崎委員　　そうですね。費用は 3,300 円でしたが、事業所で出していただきました。

○中島分科会長　　御意見等がないようでしたら、会議事項（３）「令和５年度評価調査者継続研修の実施結果について」は、以上とします。
　それでは次に、会議事項（４）「評価機関の認証について」、審議を行います。

（４）評価機関の認証について
（議事録非公開）

（5）その他

○中島分科会長　　それでは、会議事項（5）「その他」として、全体を通して御質問等はございますか。

○塩崎委員　　長野県福祉サービス第三者評価機関認証実施細則の第11条と第12条のところですが、評価調査者の担当分野には、組織運営管理分野と福祉サービス分野の二つがありますが、うちの事業所は組織運営管理分野（第11条）の評価調査者がなかなかいません。保育園の園長を経験した方が、組織運営管理分野を担当できないということがあったので、組織運営管理分野を担当する評価調査者の人数がなかなか充足してきません。福祉サービス分野の評価はほとんどの方ができますが、両方の担当分野の評価調査者と二人で行かなければいけないということになっているようです。そこのハードルをちょっと下げていただいて、保育園の園長を経験した方がうちにも何人かいますが、そのような方を対象にしていただければいいかなと思います。あと、お願いですが、うちの事業所を見ると、どういう訳か障害福祉サービスの通所部門の事業所の管理者を経験した方が組織運営管理分野を担当することができています。そこのところをもう一度検討していただければ有り難いと思います。

○中島分科会長　　例えば、保育所の評価に行くときに、組織運営管理部門は保育所長を経験していないと担当できないという意味合いですか。

○塩崎委員　　そうではなくて、簡単に言えば、組織運営管理分野はある程度の管理職を経験した方でないと担当できないということです。

○中島分科会長　　何らかの役職に就いていた、経験された方ということですね。

○塩崎委員　　保育園の園長さんが駄目で、逆に障害福祉サービスの通所部門の事業所に勤めていた方が担当できたということで、ちょっと私もその違いがよく分かりません。私もある事業所で経営部門にいましたが、それはちょっと駄目だったということがあって福祉サービス分野を担当しています。保育園の園長を経験した方も申請したけれども駄目でした。そこのところをもっと広げていただくような形で、精査していただきたいということです。

○事務局　　障害福祉サービスの通所部門で管理者を経験した方は組織運営管理部門として適格で、保育所の所長を経験した方は不適格という見解が県から示されたということですか。

○塩崎委員　　県へ出して止めになったと上司から聞いてますけれども、どうですか。

○事務局　　組織運営管理分野については、長野県福祉サービス第三者評価機関認証実施細則に定められていて、組織運営管理業務を 3 年以上経験している者等という規定があります。いくつか規定がありますが、例えば、常勤職員が 20 人以上の法人組織において、法人の運営方針の決定に関与する常勤の役員として 3 年以上経験している者、常勤職員が 20 人以上の法人組織の常勤の役員ではないが、常勤職員として、法人組織内で常勤職員が 20 人以上で構成される部署を統括する監督又は管理の地位にあり、部署の運営方針の決定に関与する業務に 3 年以上経験している者とか、大学等において週 1 回以上講義を行い、かつ経営分野の教育と研究に 3 年以上専念している者とかです。そういうことで、事業所の管理者を経験された方とは全く別の観点で、資格が他にも決められていますが、保育園の園長を経験されたからといって、このように変わってこないということです。

○中島分科会長　　実施細則が設けられており、細則の基準を満たしている必要があり、希望する担当分野が違ったということですか。

○塩崎委員　　市の保育園の園長さんですけれども、ほとんどの方が常勤ではなくて非常勤が多いんですよね。20 名と書かれているが疑問で、実態をよく見ていただいて、事業所や部門によっても違うと思うんだけども、そこら辺のところはどうなんでしょうか。今、非常勤は駄目、常勤 20 名とおっしゃっていましたよね。

○事務局　　はい。

○塩崎委員　　市の保育所とかに、常勤職員が 20 名いるんですか。

○事務局　　一つの事業所ではなくて、法人組織においてといっていますので、運営主体を想定していると思います。法人組織において、法人の運営方針の決定に関与する常勤の役員として 3 年以上ということです。

○中島分科会長　　いずれにしても、公立の場合、法人格というのは、どうなのですか。

○事務局　　ちょっと過去の事例でどのように判断したのか、具体的に公立の事例を見てみないと分からないのですけれども、考え方はそういうことです。公立は、過去の部分、判断したところを見ないと分からないのですけれど。

○事務局　　この実施細則自体がどのような経緯で、どのような形で決められたのか、どのような基準で決められたのか、そういうことを確認した上で、さらに本県の実施細則ですけれども、全国的に見てどうなのか。同じような規程が全国的にあるのであれば、その内容を確認させていただきたいと思います。

○中島分科会長　　どうですか、塩崎委員。

○塩崎委員　　組織運営管理業務の評価調査者が少なく、成り手をお願いする人もなかなかいないという状況を作ってしまうよりも、そこを広げていかないと、これから制度を推進していく上で、影響が出てくることが懸念されるため、よく確認していただき、今の状況も見据えて、これからどうしていったらいいかということも考えていただければ有り難いと思って、発言させてもらいました。

○中島分科会長　　県で検討してもらってということですね。塩崎委員、よろしいですか。

○塩崎委員　　はい。

○中島分科会長　　本日、まだ御発言いただいていない委員がいらっしゃるので、感想で構いませんので、一言お願いできますでしょうか。松井委員からお願いできますか。

○松井委員　　このような会議に出席させていただいたのは初めてです。私は大町市ですが、過去にどこの保育園が受審していたか振り返ったとき、ひとつの園があり、当時、園長になっていなかったので、内容は具体的には分かりませんでしたが、このようなことを進めていたんだなと思いました。大町市がなぜその時にその園を選んだのかについてですが、市からお願いされるということなのでしょうか。

○中島分科会長　　一律に受審する受審しないか、市で決めていたのですか。

○松井委員　　一律ではなかったです。一園だけでしたね。

○中島分科会長　　民間で受審したかもしれないですね。

○松井委員　　一園で毎年ではなく、最近では、数年前にあったというところで、これに当てはまるのかと結び付いたので、そういうものの分科会ということが理解できた気がしました。ありがとうございました。

○中島分科会長　　公立はなかなか受審してくれていないので、是非、受審をお願いでき

ればと思います。

○事務局　　昨年度、保育所を設置している 16 市に受審勧奨を行ったところですけれども、そのうち 3 市については、初年度だけ予算が付いたのですけれども、2 年目から予算が付かなかったという事情があります。なので、1 園とか 3 園とかやって続かなかったところがいくつかあります。

○中島分科会長　　それは実情ですが、先ほども言っておりますけれども、受審する側がどのように活かすかというところもあって、自分が関係している法人の事業所を見てみると、受審すれば受審しただけの意味合いがあるので、うまく活かしていくといいと私は思います。自分たちのやっていることの振り返りにもなりますし、そのことは、利用者にも還元されるので、少しでも御協力をお願いできればと思います。よろしいでしょうか。

○松井委員　　分かりました。

○中島分科会長　　それでは、林委員、お願いします。

○林委員　　本日はありがとうございました。分からないことばかりですけれども大変勉強になりました。私どもは主に行政の指定管理で受諾して事業を行っています。いろいろな取り扱いが急に国から出たりしますので、全施設で受審することは無理でしょうけれども、ピックアップして何施設か受審することはできるかなと思いました。自前で事業を実施している事業所もたくさんありますので、そういったところで検討していけばいいのかなと思います。先ほど、分科会長がおっしゃったように、健全に運営していく、運営しやすくしていく、自分たちのための評価制度かなと思います。まず自分の事業所で検討したいと思います。ありがとうございます。

○中島分科会長　　ワーカーズコープで放課後デイサービスも実施されているのですね。

○林委員　　そうですね。

○中島分科会長　　放課後デイサービス施設向けの第三者評価もありますので、よろしくお願いいたします。それでは、六川委員、お願いします。

○六川委員　　ジェイエー長野会、法人として今年度は特別養護老人ホームが中心ですが受審しています。ちょっと 5 年ぐらい空いてしまいましたが、ローマンうえだは今回で 5 回目の受審になります。前回までは、マニュアルを見なくてはとか、しっかり準

備をしておかなければとか、ケアプランを見なくてはなど、とても大変でしたが、今回、受審してみると、利用者や職員との面接など、対面調査がメインになっていて、以前より気軽に受審できたかなという感想です。自分たちの運営の仕方について振り返りになったり自己評価することで職員の研修にもなるので、受審すれば自分たちの課題を見つけたりモチベーションにつながってとてもいいとは思いますが、金額的な問題とか、評価結果を見ても利用者が増えるわけでなくメリットがないなど、評価制度を推進していくためには、そういったことを考えていかないと、大勢の方の受審にはつながっていかないのかなと思っています。それと、介護の人材不足が本当に顕著で募集していても応募が全然来ませんし、今年度に関しては新規採用が誰もいません。そのような状況の中、職員の質の向上は非常に大切なことですし、コロナ禍でボランティアさんや御家族の面会も少なくなり、外からの繋がりがなくなってきましたので全職員を調査対象に第三者評価を受ける意義と必要性は、本当にあるとは思いますが調査項目が多いとか、うちは特別養護老人ホームだけでも 70 人から 80 人の職員がいるので、職員全員を調査対象にすると評価機関の皆さんも集計がすごく大変だったとおっしゃられていましたので、ちょっとそういったところも今後は検討していく必要があるのかなと思いました。

○中島分科会長　　分かりました。県から何かございますか。

○事務局　　本日いただいた御意見については検討を行い、実施できるところから対応を進めてまいりたいと思います。ありがとうございました。

○中島分科会長　　以上で会議事項は全て終了いたしました。
それでは、以降の進行は事務局でお願いします。

４　閉　会

○事務局　　中島分科会長、議事進行、ありがとうございました。
次回の開催は、来年の 2 月頃を予定しておりますが、議題等の状況に応じて検討したいと考えております。開催する場合は、その詳細について改めて御通知を申し上げたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
それでは、以上をもちまして、令和 5 年度第 1 回長野県社会福祉審議会福祉サービス第三者評価推進専門分科会を閉会いたします。
本日はお疲れ様でした。